函館市と住宅金融支援機構が連携

2021年7月版

www.flat35.com

【フラット35】地域連携型

『函館市空家等改修支援補助金（移住者向け）』を利用する場合、
全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の借入金利の引き下げが受けられます。

【フラット35】地域連携型 × 【フラット35】リノベ（金利Bプラン）の場合 ➡ 当初7年間 年▲0.5%

※【フラット３５】地域連携型と【フラット３５】リノベ（金利Aプラン）の併用の場合、当初12年間年▲0.5%

【フラット35】地域連携型　とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

補助制度に関するお問い合わせ

函館市

都市建設部　都市整備課

0138-21-3358

業務時間　８：45～１７：３０
（土・日、祝日、年末年始を除く）

函館市　空家改修補助金　検索

【フラット35】・【フラット35】リノベ
に関するお問い合わせ

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

北海道支店　地域連携グループ

011-261-8306

営業時間　９：００～１７：００
（土・日、祝日、年末年始を除く）

フラット３５　地域連携　検索

函館市空家等改修支援補助金

補助対象者

函館市に移住し定住を確約できる方

- 現在函館市外に継続して3年以上居住している方
- 函館市民になって3年未満の方　等

補助金額

補助対象空家の改修工事に係る費用のうち、

最大 200万円

（補助対象経費の3分の2以内）

補助対象となる空家

- 補助対象地区内にあり、建築後10年を超え、概ね1年以上居住その他の使用実績がない空家
- 補助申請者自らが補助対象の空家を取得しており、空家の取得から1年を超えていないこと　等

【フラット３５】地域連携型 を利用する場合

【フラット３５】地域連携型の金利引下げを利用する場合、中古住宅の取得と併せてリフォーム（改修）工事を行う融資制度【フラット３５】リノベを利用する必要がございます。

※補助金の詳細は函館市のホームページをご覧ください

【フラット３５】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

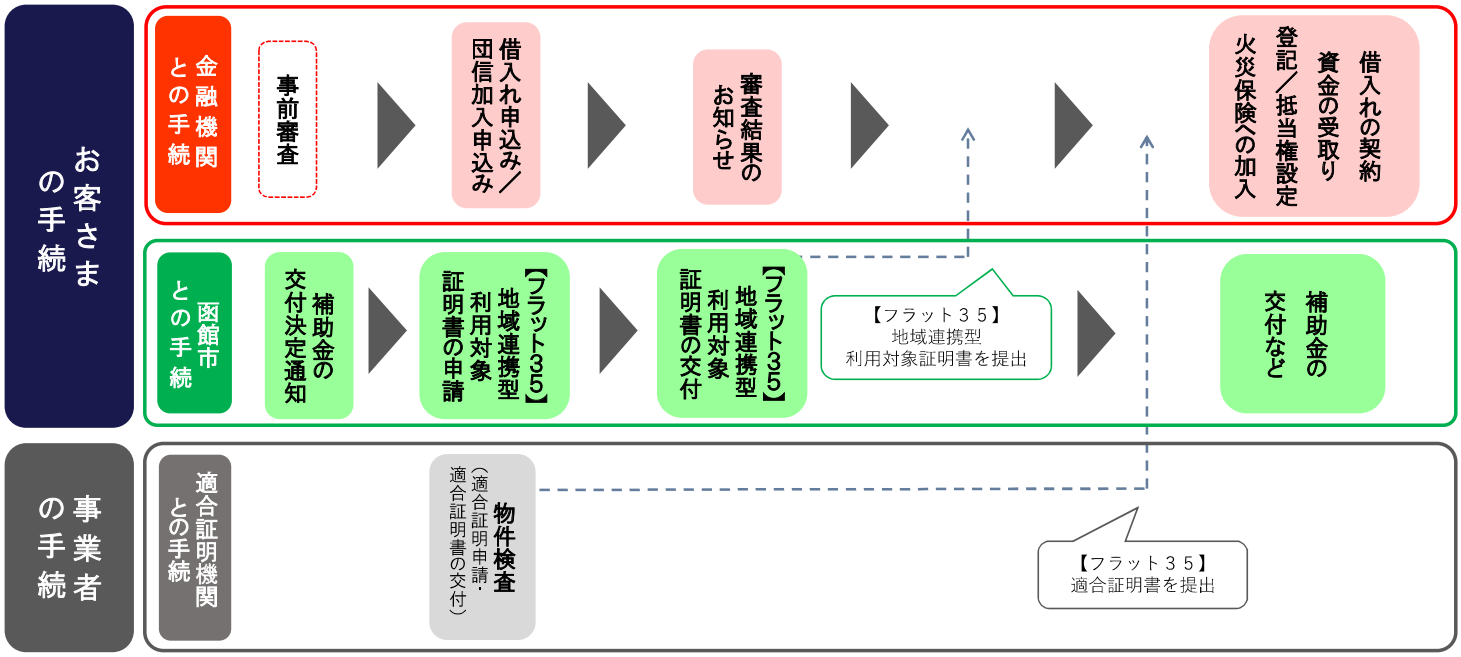

《借入れに当たっての注意事項》● 【フラット３５】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。● 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。● 取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。● 【フラット３５】地域連携型、【フラット３５】Ｓおよび【フラット３５】リノベは、借換融資および第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金には利用できません。● 【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。● 【フラット３５】地域連携型、【フラット３５】Ｓおよび【フラット３５】リノベには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。● また、 地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、 各地方公共団体にお問い合わせください。● 【フラット３５】についての詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）でご確認ください。● 説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。